

副本

初回期日 令和3年11月1日 午後1時30分

令和3年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫

被告 国

答 弁 書

令和3年10月21日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中


被告指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号


広島法務局訟務部 (送達場所)

(電話 082-228-5485)

(FAX 082-502-3660)

上席訟務官 福本吉秀 

上席訟務官 築谷和行 

訟務官 花樹香 

訟務官 尾世智浩 

法務事務官 竹内大輔 

法務事務官 吉賀あゆみ 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることと
を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って提出する準備書面により明らかにする。

附 属 書 類

- 1 指 定 書 1通

以 上